

事 務 連 絡
平成23年3月15日

各地方整備局 河川部
 水政課長 様
 河川環境（管理）課長 様
北海道開発局 建設部
 建設行政課長 様
 河川管理課長 様

国土交通省河川局水政課課長補佐

国土交通省河川局河川環境課企画専門官

「平成23年東北地方太平洋沖地震」による電力需給の逼迫に対応するための
発電水利に係る取水量管理の弾力化について

平成23年3月11日に三陸沖を震源とする「平成23年東北地方太平洋沖地震」が発生し、東北地方を中心に大きな被害がもたらされたところである。これにより、電力需給が逼迫し、水力発電の能力を最大限活用することが要請されていることから、河川法（昭和39年法律第167号）第23条等の規定に基づく発電水利に係る水利使用許可に関し、下記のとおり弾力的な措置を講じることとしたので、適切に運用されたい。

記

1. 関係発電事業者の発電のための取水量については、関係河川使用者の了解を得た場合には、1日の測定値の平均が水利使用規則記載の最大取水量を超過しないことだけで足り、常時超過していないことを問わないものとする。
2. 措置の対象は、東北電力及び東京電力の発電所並びに東北電力及び東京電力に電力を供給する発電所に係る水利使用許可とする。
3. 措置の期間は、平成23年4月30日までとする。
4. 当該措置は緊急暫定的なものであるもので、先例としない。

以上